

## 12 農林水産業関係

### ア 農業・農産物等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	改定・農水ア		措置済	
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認 (農林水産省)	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認制度を含む、甘味資源特別措置法の廃止を行う。 【関係法案を第164回国会に提出】	改定・農水ア		法案提出	
砂糖の価格制度の見直し (農林水産省)	糖価調整制度については、最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した甘味資源作物の取引価格が形成されること等を通じて、国民負担の低減が図られる制度へ平成19年産より移行する。 【関係法案を第164回国会に提出】	別表3-25		法案提出	
とうもろこしの関税割当制度の見直し (農林水産省)	コーンスターチ用とうもろこしの関税割当に係る国内産いもでん粉との抱き合わせ措置を廃止し、これに代わる調整金制度へ平成19年産より移行する。 【関係法案を第164回国会に提出】	別表3-26		法案提出	
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	改定・農水ア	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	a 中山間地域等直接支払制度について、制度的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に	改定・農水ア	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>じて制度の見直しを行う。</p> <p>【中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理(中山間地域等総合対策検討会平成16年8月19日)】</p> <hr/> <p>b 中山間地域における高齢化の進展を踏まえて、集落協定による制度の推進を基本としつつ、地域の営農状況に応じて、農業公社、農協出資型法人、民間法人経営など多様な主体の地域農業における役割の明確化を図るとともに、農業公社、地場民間企業等の集落協定への参加・連携等について、中山間地域における持続可能な基幹作業の受け皿の観点から推進を図る。</p> <p>【中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の一部改正(平成17年4月1日付け16農振第2150号農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>【中山間地域等直接支払交付金における民間活力の活用の一層の促進について(平成17年4月15日付け17農振第30号農林水産省農村振興局地域振興課長通知)】</p>			措置済	
農協制度の見直し (農林水産省)	<p>a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。</p> <p>【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成16年法律第107号)】</p> <hr/> <p>b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。</p> <hr/> <p>c 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。</p> <p>【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律(平成16年法律第107号)】</p>	改定・農水ア	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>d 総会への報告に当たっては、カンントリーエレベーター等主要施設の収支明細を付するなど情報開示の充実について検討する。 【事務ガイドライン（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】</p> <p>e 准組合員が300万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずる。 【事務ガイドライン（平成14年3月1日付け13経営第6051号農林水産省経営局長通知）の一部改正】</p> <p>f 農協の子会社に対する適切な指導・監督・監査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成16年法律第107号）】</p>				
農協の経済事業改革等の推進 （農林水産省）	a 全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）等において不正事件が累次にわたり発生していること等を踏まえ、農林水産省では全農に対し、その子会社を含め、事業・組織の在り方について見直しを行い、経済事業の主体を各単位農協と位置付け、複数段階での手数料を削除するなどコスト効率的な組織とすべく、平成17年10月に7回目の業務改善命令を発出し、全農より改善計画を提出させ指導しているところである。同改善計画は、全農の経済事業改革について、一定の期限を区切り数値目標等を設定させるものであるが、同改善計画の進捗状況を対外的に公表させるとともに、その成果を農林水産省が責任を持ってフォローアップする。	重点・農業(2)			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>b 農協における事業ごと（信用、共済、農業関連事業等）の損益の表示について、正組合員に対して各事業の実態を明確にするため、少なくとも事業管理費の約7割を占める人件費についても明細として部門別損益計算書に表示するとともに、同様の経営情報を外部へ開示するなど自主的な取組を促進する。</p> <p>c 農協の監査については、平成16年の農業協同組合法改正を経て、全国農業協同組合中央会（以下「全中」という。）が一元的に実施しているが、一層の公平性、透明性を確保する観点から、全中監査の更なる第三者性の強化方策について検討する。</p>			結論	措置
				逐次検討	
公正な競争条件の確保（公正取引委員会）	不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。	改定・農水ア	逐次実施		
農協の公正な取引方法等への対応強化（公正取引委員会）	a 農協については、例えば組合員である農家への融資に際して自己からの機材の購入等を条件にするといった不公正な取引が独占禁止法の審決・警告に至った例が複数あるため、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する。	重点・農業(2)		結論	措置
（農林水産省）	b また、農協の指導機関である全中や実際に事業を行う全農が、上記ガイドラインを個別の事業に当てはめて、各農協がルールを逸脱することがないように分かりやすく解説した指針を策定し各農協へ指導を徹底するよう、所要の措置を講ずる。				
（農林水産省）	c さらに、不公正な取引を行った農協に対し、現行の独占禁止法による措置のみでは十分ではないと認められる場合には、再発防止等の措置について、農業協同組合法による行政処分も含め、適正に対処するよう所管行政庁において				

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	徹底する。				
農業に関する補助金の情報提供体制の整備 (農林水産省)	農業に関する補助金については、制度的に交付先が農協に限定されているわけではないが、結果として、農協を經由して補助金へアクセスする機会が多い実態にある。農業に関する補助金についてより広く情報提供を行うため、例えば、インターネット上で当該情報のワンストップサービスを実施するなど、農業関係者が広くアクセス可能な情報提供体制を整備する。	重点・農業(2)		措置済	
新規参入促進に係る実態把握等のための体制の整備 (農林水産省及び関係省庁)	農協の不祥事に関する情報に関しては、農林水産省において「農協改革ボックス」が設置されたところであるが、農協が行っている各事業について、新たな参入が妨げられたりすることがないよう、関係行政庁において、法令違反等問題となる事例があった場合には、互いに情報提供を行うなど、連携を密にする。	重点・農業(2)		結論	措置
JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し (農林水産省)	産地品種銘柄の認定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。 【国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号農林水産省総合食料局長通知)の一部改正】	改定・農水ア	措置済		
無糖ココア調製品の関税割当に係る報告の見直し (農林水産省)	無糖ココア調製品の関税割当に係る定期的な報告のあり方を見直し、措置する。 【平成16年度の無糖ココア調整品の関税割当について(平成16年3月11日付け関税割当公表第5号)】	改定・農水ア	措置済		
肉骨粉の焼却灰の肥料利用の可能化 (農林水産省)	肉骨粉の焼却灰の肥料利用については食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問。その結果、牛の特定危険部位及びせき柱を原料から除いた牛の肉骨粉の焼却灰を肥料として利用することについての食品健康影響については無視できる程度であるとの判断が得られた場合は、製造及び出荷の停止の要請を解除する方向で検討する。	改定・農水ア	諮問	措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成17年11月7日付け17消安第6852号農林水産省消費・安全局長通知)】				
発酵促進のための尿素等を使用した旨を表示した家畜分堆肥の生産・販売の容認 (農林水産省)	生産工程において発酵促進のための副資材として尿素、硫酸アンモニア等を加えた特殊肥料の「たい肥」について、当該資材を加えた旨の表示ができるよう基準を緩和する。 【特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件(平成16年10月25日農林水産省告示第1926号)】	改定・農水ア	措置済		
農業集落排水事業におけるPFIの理解促進 (農林水産省)	農業集落排水事業におけるPFIの導入を促進するため、農業集落排水事業におけるPFI実施マニュアルの作成、PFI導入の趣旨・手続き等の説明会の開催等を通じて、PFI手法の理解促進を図る。また、PFI事業の申請と採択決定がなされた場合は、当該事業をモデル事業として運用し、必要があれば事業運営方法の改善も検討する。	改定・農水ア		措置	
非検疫生物リストの拡充 (農林水産省)	諸外国からの要望等も踏まえ、植物検疫措置の対象外とすることが適当な病害虫を追加する。 【植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第60号)】	改定・農水ア		措置済	
国産ビール大麦の品質規格の見直し (農林水産省)	国産ビール大麦の検査規格の見直しについては、関係者(生産者団体、実需者団体)の意向を聴取の上、データの整理を行い、関係者の技術レベルで同意が得られる項目について、順次、農産物検査法に基づく規格検討会を開催し、見直しを実施する。	改定・農水ア		関係者の同意が得られるものについて逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
ハウスチューバーにより増殖する馬鈴しょ原種の種苗の検査方法の明確化及び検査体制の整備 (農林水産省)	ハウスチューバーにより増殖する種馬鈴しょの検査についての技術的な検討を行い、検査方法を明確化した上で、検査の実施体制を整備する。	改定・農水ア		措置	
21 品種登録の民間開放推進 (農林水産省)	栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進する。	改定・農水ア		一部措置済	措置
22 農薬の登録、肥料の銘柄登録の民間開放推進 (農林水産省)	公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、登録業務の民間開放に関して検討する。	改定・農水ア		検討・結論	措置
23 農機具の検査の民間開放推進 (農林水産省)	申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進する。	改定・農水ア		措置済	
24 動植物検疫の民間開放推進 (農林水産省)	公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、検疫業務の民間開放に関して検討する。	改定・農水ア		措置済	
25 身体障害者補助犬を輸入できる空海港の拡大 (農林水産省)	身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を輸入できる空海港については、動物検疫所職員（家畜防疫官）が国際旅客便の携行品検査を実施している空海港まで拡大する。	別表6-1014		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第7号）】				
26独立行政法人家畜改良センター（農林水産省）	<p>家畜改良センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある牧場について集約化を図る。また、家畜の改良増殖・種畜配布業務や飼料用作物種苗の生産・配布業務等については既に地方公共団体や民間においても同種の事業が行われており、家畜改良センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体や民間に対する当該業務の開放を推進する。</p> <p>その他、家畜改良センターで行う必要がある事務事業についても、牧場の運営に関する業務など民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。</p>	重点・官業(2)			措置
27独立行政法人農林水産消費技術センター（農林水産省）	<p>農林水産消費技術センターについては、その検査・検定業務の合理化・効率化の観点から、肥飼料検査所及び農薬検査所と一体的に業務を行うとともに、地域センターについても合理化を推進する。</p> <p>また、各種調査の実施業務等、専門性の低い業務については、民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。</p>	重点・官業(2)			措置

## イ 農地

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
農地制度の改革（農林水産省）	<p>新たな食料・農業・農村基本計画の策定作業に併せ、農地制度の改革は、利害関係者が多岐にわたる国民的な課題であることを踏まえ、国民各層からの意見を聴取した上で、総合的な検討を実施し、所要の措置を講ずる。検討に当たっては、耕作者主義、農地制度の体系的・抜本的な見直し、農地の利用実態の的確な把握など総合規制改革会議第3次答申で明示した論点に十分留意する。</p>	改定・農水イ	一部措置済	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）】				
担い手への直接支払制度の具体化（農林水産省）	<p>農地を確保し、その集約化を進めていくためには、新基本計画で提示された直接支払の対象となる「担い手」を経営力のある一定規模以上の経営主体に明確に限定することが重要である。本件に関しては、平成17年10月27日に政府・与党の経営所得安定対策等大綱がまとめられ、一定の規模要件等の要件が設定されたところであるが、農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人（農業生産法人以外の株式会社等の法人）が農業参加する場合についても、当該要件を満たせば直接支払の対象になるよう担保するとともに、当該要件を定期的に上方修正することができるよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>【関係法案を第164回国会に提出】</p>	重点・農業(1)		法案提出	
新規参加促進のための農業生産法人制度等の周知徹底（農林水産省）	<p>意欲と能力のある者の農業への新規参加を促進させるため、農業生産法人制度等の仕組みを法律上説明している用語の定義（例えば、業務執行役員等の「農業に従事」とは、企画管理労働、営業活動等を含む。）について、分かりやすい形によりホームページ等で周知徹底する。</p>	重点・農業(1)		結論	措置
農業委員会制度の見直し（農林水産省）	<p>a 農業委員会の委員構成についての実態を把握し、制度運営の適正化を含め実質的に地域農業の振興に関心のある者の一層の参加を促す措置を講ずる。</p> <p>【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について（平成16年11月1日付け16経営第4496号農林水産省農林水産省経営局長通知）】</p> <p>b 市町村を越えて存在する農地の実態を調査し、農業委員会における意思決定に、入作の可能性のある他の市町村に住所を有する農業者等の意見を実質的に反映できる措置を講ずる。</p> <p>【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について（平成16年11月1日農林水産</p>	改定・農業イ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>省経営局長通知)】</p> <p>c 農業委員会の選任委員に、地域の実態を踏まえ、環境NGO等地域の環境問題に強く関心を持つ団体の代表者、農業の活性化に学識経験のある者、農産物の販売・流通等に知見の深い者等、多様な人材を含めるための措置を講ずる。</p> <p>【農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について(平成16年11月1日農林水産省経営局長通知)】</p>				
農地転用許可制度の運用の適正化(農林水産省)	<p>a 現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る許可申請について、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないように関係機関に通知する。</p> <p>【農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について(平成16年3月30日農林水産省農村振興局長通知)】</p> <p>b 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。</p> <p>【農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について(平成16年農林水産省農村振興局長通知)】</p>	改定・農水イ	措置済		
<p>株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁(農林水産省)</p> <p>(内閣官房、農林水産省)</p>	<p>a 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、可能な限り速やかに結論を得る。</p> <p>【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)】</p> <p>b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の</p>	改定・農水イ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。 【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）】				
農地保有合理化事業に関する財産の目的外処分のための承認申請書類の簡素化（農林水産省）	農地保有合理化事業で買入れた土地の目的外処分の承認を行う関係機関に対して、承認に当たって求める資料は当該承認の判断に必要な最低限の資料とする旨を周知する。 【農地保有合理化事業に関する財産の目的外処分について（平成17年3月30日付け16経営第8813号農林水産省経営局長通知）】	改定・農水イ	措置済		
特定法人貸付事業における農地の賃貸借に係る法定更新の適用除外（農林水産省）	特定法人貸付事業については、現行と同様の制度で全国展開を行うこととし、所要の法律改正案を提出し、この中で、都道府県知事の許可を受けることなく、賃貸借を終了する（更新しない）こともできるように措置する。 【農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）】	改定・農水イ	一部措置済	措置済（9月施行）	

## ウ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
森林計画制度（農林水産省）	a 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	改定・農水ウ	逐次実施（平成15年度より予算措置）	一部措置済	措置
	b 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。		逐次実施（平成13年度より予算措置）		措置
競走馬の出走制限（農林水産省）	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）に沿って着実に実行する。	改定・農水ウ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
外国漁船の寄港の許可事務の地方支分部局への移管 (農林水産省)	瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務を各漁業調整事務所が行うよう措置する。 【農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第112号)】	改定・農水ウ	措置済		
マツ材線虫病抵抗性クマツの日本海側への植栽 (農林水産省)	林業種苗法第24条第2項に規定する「その他特別な事情がある場合」として、「松くい虫抵抗性松の植栽の用に供する場合」が原則として該当すること、大臣承認の標準処理期間を20日とすることを明記する長官通知の改正を実施する。 【林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日46林野造第738号林野庁長官通知)の一部改正】	改定・農水ウ	措置済		
「たら」輸入割当てに関する申請者の資格要件のうち輸入契約数量要件の撤廃 (農林水産省)	たらの先着順割当てに係る申請資格の一つである「輸入契約数量が20トン以上であること」を撤廃する。 【輸入発表第2号(平成17年4月26日経済産業省)】	改定・農水ウ		措置済	
独立行政法人林木育種センター (農林水産省)	林木育種センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある育種場、増殖保存園、育種技術園等における事務及び事業について見直しを図る。また、林木の新品種の開発については、地方公共団体においても業務が行われており、林木育種センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体に実施可能な業務を移管する。 その他、林木育種センターで行う必要がある事務事業についても、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。	重点・官業(2)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売することが認められる場合についての周知・徹底 (農林水産省)	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売する場合の開設者の許可について、卸売市場の入荷量が極端に少ない場合や仲卸業者の求める品質の生鮮食料品等が入荷されない場合等突発的な事案の発生に際しては機動的かつ適切な運用が求められるものであること等を内容とする通知を発出する。	別表 4 -1013		措置済	